3

国際課税

(一) 非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税制度の創設

令和九年一月一日から令和一三年一二月三一日までの間において非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。）につき生ずるカジノ行為（特定複合観光施設区域整備法の規定によるカジノ事業の免許に係るカジノ行為区画で行う当該免許に係る種類及び方法の一定のカジノ行為に限る。）の勝金に係る一時所得については、所得税を課さないこととした。（租税特別措置法第四一条の九の二関係）

(1) 特定複合観光施設区域整備法の規定によりカジノ行為を行ってはならないこととされている者

(2) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の二及び第六七条の一七関係）

(二) 内国法人等の外国関係会社に係る所得等の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四〇条の四、第四〇条の七、第六六条の六及び第六六条の九の二関係）

(1) 特定外国関係会社に係る会社単位の合算課税の適用を免除する租税負担割合の基準を二七パーセント以上（改正前三〇パーセント以上）に引き下げる。

(2) 確定申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から添付不要部分対象外国関係会社（租税負担割合が二〇パーセント未満である部分対象外国関係会社のうち、次のいずれかに該当する事実があるものをいう。）に関する書類を除外するとともに、その書類を保存するものとする。

イ　各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額が二、〇〇〇万円以下であること。

ロ　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額のうちにその各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の占める割合が五パーセント以下であること。

(3) 特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

資産課税

(一) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の二関係）

(1) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超えるときは、受贈者が二三歳未満である場合等であっても、その死亡の日における管理残額を当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

(2) 受贈者が三〇歳に達したこと等により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、当該残額は、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用については、一般贈与財産とみなす。

(二) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、受贈者が五〇歳に達したこと等により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、当該残額は、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用については、一般贈与財産とみなすこととした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の三関係）

(三) 令和六年一月一日以後に相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、相続時精算課税に係る贈与税の課税価格から一一〇万円を控除することとした。（租税特別措置法第七〇条の三の二関係）

4

(四) 相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に一定の災害によって相当の被害を受けた場合（当該相続時精算課税適用者が当該土地又は建物を当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。）において、当該相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に対応する金額を控除した金額とすることとした。（租税特別措置法第七〇条の三の三関係）

(五) 医療法人の持分に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、厚生労働大臣等は、認定医療法人の認定移行計画に係る変更（移行期限に係るものに限る。）の認定を行った場合には、当該変更の認定を行った旨を国税庁長官等に通知しなければならないこととした上、その適用期限を三年三月延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の七の九及び第七〇条の七の一二関係）

(六) 医療法人の持分に係る贈与税及び相続税の税額控除制度等の適用期限を三年三月延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の七の一〇、第七〇条の七の一一、第七〇条の七の一三及び第七〇条の七の一四関係）

(七) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条関係）

(2) 農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条関係）

(3) 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条の三関係）

(4) 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条関係）

(5) 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の二の二関係）

(八) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1) 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七八条関係）

(2) 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(3) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の二の三関係）

(4) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の三関係）

(九) 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を八年延長することとした。（租税特別措置法第八四条の二関係）

消費課税

(一) カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例の創設（租税特別措置法第八六条の六関係）

(1) 認定設置運営事業者が国内において行うカジノ業務に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除制度を適用しないこととした。ただし、その課税期間における資産の譲渡等の対価以外の収入のうちカジノ業務に係るもの（以下「カジノ業務収入」という。）の合計額が資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該カジノ業務収入の合計額を加算した金額に比し僅少である場合として一定の場合に該当するときは、この限りでない。

5